薬生食監発 0909 第1号 令和元年9月9日

都道府県

衛生主管部(局)長 殿

保健所設置市

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 (公 印 省 略)

「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」に関する疑義について

標記については、「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」(平成2年5月24日付け衛乳第35号)により通知しているところですが、放血方法に関する疑義ついて下記のとおり照会があり、回答しましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

## (疑義)

次の放血方法は同要綱に遵守していると解してよいか。

牛の前肢及び後肢を同時に懸垂し放血する方法

## (回答)

同要綱別添1第2の2(2)アに規定すると室の基準、別添1第2の2(2)ア(ウ)に規定する放血の基準及び別添2第2の1(6)に規定する放血の基準を遵守し、衛生的に放血が実施できるのであれば、貴見のとおり取り扱って差し支えない。